

「第2期いきいき市民健康プラン」後期計画中間案 市民意見聴取結果について

1. 意見聴取の概要

(1) 聴取項目

- 1 全体について
- 2 重点分野について
 - 2-1 活力ある青・壮年と元気な高齢期を目指す生活習慣病予防
 - 2-2 気付く、つながる、支える心の健康づくり
 - 2-3 健康的な心と身体を支える食生活
 - 2-4 生きる力を支える歯と口の健康づくり
 - 2-5 防煙・禁煙のまちづくり
 - 2-6 日頃から一人ひとりが取り組む感染症予防
- 3 その他

(2) 聴取期間 平成29年11月24日(金)～12月22日(金)

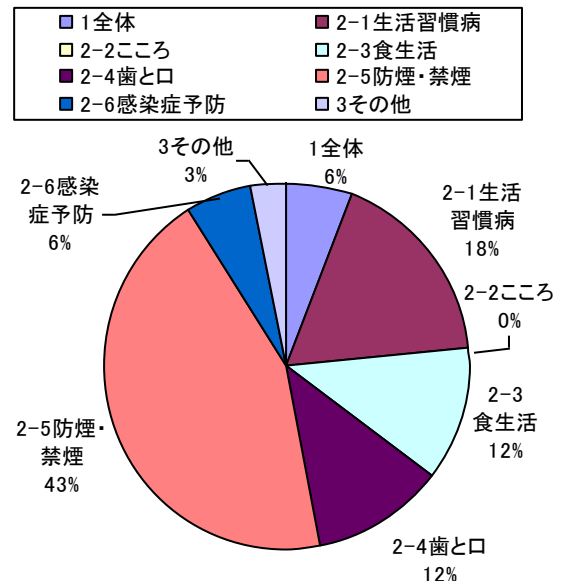
(3) 周知方法 ホームページ掲載、窓口配布(市役所1階市民のへや及び市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、各区・総合支所、市民センター、生涯学習支援センター等)

(4) 聴取方法 郵便、ファクス、Eメール、WEBフォーム、持参

(5) 聴取状況 意見数 34件(個人14人(意見数22件)・団体8団体(意見数12件))

2. 意見の内訳と分類結果

聴取項目	件数(件)	構成比(%)	
1 全体について	2	6%	
2 重点分野	2-1 生活習慣病予防	6	18%
	2-2 心の健康づくり	0	0%
	2-3 健康的な食生活	4	12%
	2-4 歯と口の健康づくり	4	12%
	2-5 防煙・禁煙のまちづくり	15	43%
	2-6 感染症予防	2	6%
3 その他	1	3%	
合計	34	100%	



※いただいたご意見は原文を要約し、複数の内容を含む場合は意見の内容ごとに分割したうえで掲載しています。

3. 総評

今回いただいたご意見(34件)のうち、最も多かったのは「2-5 防煙・禁煙のまちづくり」に関する意見(15件)でした。また、中でも新型たばこ等に関する意見を含むものが9件、飲食店等の受動喫煙対策に関する意見を含むものが5件(重複あり)と、これらの話題に対する関心の高さが伺えました。

「2-1 未来の健康をつくる生活習慣病予防」では、健診受診率向上の取り組みとして、市民健診の周知方法や申し込み方法に対する具体的な意見が寄せられています。

「2-3 健康的な心と身体を支える食生活」では、青年期に向けた支援の必要性について複数の意見がありました。

「2-4 生きる力を支える歯と口の健康づくり」では、子どものむし歯予防対策に関する社会環境整備の推進を求める意見が多くみられました。

聴取項目別市民意見の概要と仙台市の考え方・対応

1 全体について(2件)

No.	意見内容	仙台市の考え方・対応(案)
①	現在、平均寿命は、男性80.98年、女性87.14年であるが、自立して健康に生活できる健康寿命は、この年齢から男性で10年、女性で12年短くなっており、この期間が介護・病気等の要介護期間となっており、いかに健康寿命を伸ばすかは、大事な課題であると思う。	高齢者が要介護状態になることを予防するための取り組みをすすめ、健康寿命を延伸することは大変重要であると考えております。中でも高齢者の低栄養やロコモティブシンドローム予防等の取り組みを、関係部署と連携し進めてまいりたいと思います。また、他計画においても生きがいづくりや社会参加の促進など関連する施策を推進していくこととしております。
②	根本的な問題が「少子高齢化」にあることは、プラン策定にあたり念頭に置かねばならない。時代を担う子供達を健やかに育む事はとても大事だが、その為に養育する立場の親(働き盛り)のフィジカル・メンタルの健康も維持するための検診から適切な指導、さらにはプログラムの明示、その費用補助等があっても良いのではないかと思う。同様に介護の必要な方々への適切なサポートはもちろんだが、その子達(働き盛り世代)への負担を減らしてあげなければ、さらにその子供(孫の世代)へのしわ寄せになりかねない。限られた市の予算とは思いますが、子育て世代のケアを重点として、それが引いては子供達の健全な成長につながって行くと思う。	働き盛りの年代である青年期、壮年期の生活習慣は、その後迎える高齢期の健康に大きく影響すると認識しています。運動や食事等、生活習慣上の課題もあり、子供への影響も大きいので、いただいたご意見を参考に、効果的な取り組みを検討してまいります。

2 重点分野について(合計31件)

2-1 未来の健康をつくる生活習慣病予防 に関するもの(6件)

No.	意見内容	仙台市の考え方・対応(案)
①	健診受診率については、非正規社員が多い現状では、事業所に対する支援の他、本人に対する周知、意識付けが必要であると思う。	ご意見のとおり、非正規社員も含め、市民の方々に対して様々な機会をとらえ、市民健診の周知を図っていくと共に、市民の方々にとって申込みやすい環境づくりに努めてまいります。
②	「定期的ながん検診を受けている人の増加」を達成する為の提案【申込数増加策】 近年、胃がん検診の申し込みが激減、申し込み方法の改善が必要と考えます。 ・がん検診受診率向上の取り組みの連携企業を増やし、申込書を連携企業店舗(コンビニ、スーパー等)に常備してもらい、市政だより以外にも多様な施設で申込用紙の入手の簡便化を計る。 ・手軽に申し込み出来るよう、QRコード・LINE、SNS等のツール活用による申込の検討を行う。 ・申込方法の改善策として個人情報に印字して個別に郵送し、未受診理由等や受診動向(職場受診等)を分析する。 ・申込期間に合わせメディア(ラジオ・テレビ)や公共交通機関を活用して市民に広く周知する。 【受診率拡大策】 個人情報をあらかじめ打ち出し個別勧奨が有効と考えます。 ・ターゲットの年代を分析し、個人情報を受診票に印字して個人毎に直接受診勧奨する。 ・がん検診受診時にインセンティブとしてICカードにポイントを付与することで相乗効果による受診拡大をねらう。 ・がん検診センターでは全地区受診可能(日程が長い・駐車場がある)なことを受診票に印字し受診機会を増やす。	取り組み目標としている、「健診(がん検診)を受ける人を増やす」ためには、胃がん検診のみならず、ご指摘いただいた市民健診申込の増加や、受診率増加につながるための周知と環境整備が必要であると考えております。具体的なご意見を参考に、効果的な取り組みを進めてまいります。
③	いきいき市民健康プランの中に、子どもの外での遊びの重要性について、特に乳幼児期の外での遊びの重要性を、普及啓発という意味を込めて、強く記載してほしいと考えます。 私は、青葉区西公園内の西公園プレパークにおいて、乳幼児期の外での遊び場を実施しています。この遊び場で乳幼児期を過ごした多くの子どもたちが幼稚園や小学校に通うようになって、その先生方から共通して驚かれるのは、体幹の強さと体の使い方の巧みさ(体の運動)です。乳幼児期に外で遊んでいない子どもとの差は歴然としていて、体つきや姿勢(立ち姿)を見るだけでわかるようです。そして、乳幼児期に外で遊んできた子どもたちは、幼稚園や小学校に入った時点ですでに日常的に運動することが習慣化されていて、よく食べ、よく眠ることも習慣化されています。肥満となる子どもは見当たりません。一方、乳幼児期の子どもは、親をはじめとする大人が意識して連れ出さなければ、外で遊ぶことはできません。乳幼児期の外での遊びの重要性を、親をはじめとする大人たちに普及啓発するという意味を込めて、いきいき市民健康プランに強く記載してください。	ご意見のとおり、親の意識や習慣は子どもの将来の健康に大きく影響するため、子どもの頃から遊びを通じて体を動かすことは重要であると考えております。そのため中間案P6「ライフステージ別の市民の健康づくり」の乳幼児期に、「体を使った遊びを楽しみましょう」と掲載しております。いただいたご意見を参考に、幼児健診等の機会をとらえて保護者への普及啓発を図ってまいります。

④	関係団体・市の取り組みに、「宮城県や被用者保険の医療保険者と共に、事業所登録への働きかけとバックアップを行う」と記載されているが、「事業所登録」を具体的に示した方が良いと思われる。	ご意見を踏まえて、下記のとおり修正いたしました。 「宮城県や被用者保険の医療保険者と共に、職場内で健康づくりに取り組む事業所登録への働きかけとバックアップを行う」
⑤	「健康づくりに取り組む事業所を増やすための支援を強化する」の中に、「職場健康づくり宣言を行い、健康づくりを継続する事業所登録の推進」とあるが、「職場健康づくり宣言」は仙台市で新たに立ち上げる事業を指すのか、あるいは宮城県、健康保険組合連合会、全国健康保険協会宮城支部が取り組んでいる健康経営事業を指すのかが不明。(混乱を避けるために明記いただきたい)	「職場健康づくり宣言」は今年度より本市で始めた、職場内で健康づくりに取り組む事業所の登録(スタイルアップせんだい)の他、これまでより宮城県や健康保険組合連合会、全国健康保険協会宮城支部で取り組みを進めている健康経営事業を含めています。ご意見を参考に下記のとおり修正いたしました。 「仙台市や宮城県、被用者保険の医療保険者が実施している、職場内で健康づくりに取り組む事業所登録の推進」
⑥	「重点分野1.未来の健康をつくる生活習慣病予防」内、生活習慣の改善について、飲酒、運動等の取り組み項目に加えて、喫煙に関する項目も必要と思われる。 「重点分野5.防煙・禁煙のまちづくり」は環境整備という意味合いが強いと思われるため、改めて生活習慣病予防への取り組みという観点から記載が必要と思われる。	喫煙に関する項目は、重点分野5大切な人の健康を守るためこの対策の推進の市民の取り組み、及び関係団体・市の取り組みとして、「喫煙による健康影響について正しい知識を持つ」「たばこが及ぼす健康影響について啓発を行う」と掲載しておりますので、その中で生活習慣病予防と喫煙との関連について啓発を強化してまいります。

2-3 健康な心と体を支える食生活 に関するもの(4件)

No.	意見内容	仙台市の考え方・対応(案)
①	朝ごはんを習慣づける事により、早起きにもつながり、一日の生活のリズムも整うのではないのでしょうか。 生活リズムが整う事により、一日三食食べる人も増えると思います。乳幼児期、学齢期は行政からの指導や、給食があるので食習慣形成への支援がしやすいと思われるが、自立が始まる青年期以降の年代への支援が難しいように感じる。	中間評価において、青年期は健康的な食習慣の実践について課題が多いことが明らかとなりました。教育機関や企業等との連携を図り、今後の健康づくりを見据えた食の大切さについて働きかけを強化したいと考えております。
②	児童・生徒を対象とした学校給食の主食については、パン・ご飯・麺類等を交互に提供し、さらに主菜・副菜・牛乳・果物を加えた食事が大事であると思う。	学校給食につきましては、文部科学省の学校給食摂取基準に定められた栄養内容を摂取することができるよう、パン、米飯などの主食に加え、牛乳、おかずを揃えた内容としており、成長期にある児童生徒の心身の成長に資する栄養のバランスがとれた献立の作成に努めております。
③	三食食べるように推進するのは間違いでは？人によっては二食でも身体を最適に保つのに良い人もいます。押し付けは良くないと思います。	一日三食をとる食生活は、健康的な生活リズムをつくる基本となり、特に幼少期の食習慣は成人期の食習慣に影響を与えるため、国では三食必ず食べる子供を増やすことを目標に掲げています。本市の後期計画では、乳幼児期とその親、また親世代の前の若者も含めた青年期をメインターゲットとし、推進することとしております。
④	高齢者の低栄養について重点目標としたことおよび「フレイル」の明記については高く評価する。施策の推進を求める。若年女性の低栄養の対策についても、さらに強化を求める。	高齢者の低栄養につきましては、今後75歳以上の高齢者人口の割合が増えることから、重点的に取り組む必要があると考えております。 また、若年女性については、指標「20歳代女性のやせの者」が、ベースラインの21.9%から、中間値16.2%に減少いたしましたが、目標値15%には達していないことから、今後もバランスのよい朝食をはじめとした健康的な食生活の実践について、食育推進事業と連動し働きかけを強化してまいります。

2-4 生きる力を支える歯と口の健康づくり に関するもの(4件) ※内容別分類12件

No.	意見内容	仙台市の考え方・対応(案)
①	幼児期前半の取り組みである「3歳児カリエスフリー85プロジェクト」は、医科歯科・大学・行政が連携して、保護者の取り組みを支援する協働事業として、開始して2年が経つが、1歳6か月児の歯科保健行動等が改善傾向にあるなど取り組みの効果がでてきており、評価できる。しかしながら、「フッ化物歯面塗布を受けた3歳児」は本プランの目標値は達しているものの、全国値と比較するとまだまだ低率である。今後は、フッ化物歯面塗布を受ける幼児が更に増加するような環境整備が必要であり、「予算立て」を含めた事業の充実の検討を希望する。	「フッ化物歯面塗布を受けた3歳児」の割合については、幼児健診等における保健指導や普及啓発により、前倒して目標値を達成することができました。今後も関係機関と連携しながら、再設定した目標値達成に向け、取り組んでまいります。
②	妊娠期の歯と口の健康づくり推進については、H28年度より、妊婦歯科健診を受診券方式に変更したことで、受診率が増加し、30%を超えたことは評価に値する。 本事業は、生まれてくる子どもや家族への健康づくりの相乗効果も期待できるため、今後は、妊婦歯科健診の精度管理と保健指導の充実が必要である。	妊婦歯科健診については、平成28年8月より委託化を開始し、受診率も向上し成果が得られていると考えておりますが、今後精度管理や保健指導について、関係機関と連携しながら進めてまいります。

③	<p>市立保育所や幼稚園では、全施設でフッ化物洗口を実施しているが、年長組での実施が主である。更に、効果的なむし歯予防を推進するため、「4歳児」からの洗口開始に向けた働きかけが必要である。そのためには、嘱託歯科医から保育所へのアプローチも重要であり、各施設と嘱託歯科医が連携しながら取り組んでいく必要がある。</p>	<p>フッ化物洗口の実施にあたっては、4歳児から取り組むことが、むし歯予防に効果的であると認識しており、市立保育所における4歳児からのフッ化物洗口開始に向けた課題を整理し、検討してまいりたいと思います。</p>
④	<p>むし歯予防関連指標の達成状況では、「むし歯を病気として認識している中学1年生」の数値が悪化していた。 「むし歯は病気である」という認識がなければ、予防行動へと繋がらない。疾患の生活習慣病という性格を考えると、学童期からの健康教育が重要な意味を持ち、生涯にわたる生活習慣として定着する重要な時期と捉える必要がある。 「歯の衛生モデル校」としての取り組みの教育効果は認められるが、あくまで個々の学校での対応で、全市的な取り組みがなされていない現状がある。 「CO、GOのある児童生徒に対する健康教育や保健指導を実施する学校の増加」も微増であり、目標値100%には程遠い状況である。 また、「間食の取り方・甘味飲料の摂取頻度」については、歯科疾患のみならず、全身的な生活習慣病の発生にも深くかかわっているため、食育・教育との連携が必要で、各関係者と協働して取り組む「仕組みづくり」が必要がある。</p>	<p>望ましい生活習慣の定着には、早期からの健康教育が重要であると考えますことから、健康診断の事後指導等の機会を通じて、児童生徒の健康に関する意識の向上を図るとともに、学校保健活動の充実に取り組んでまいります。また、「歯の衛生モデル校」事業における先進的な取組等についても、各学校への普及に努めてまいります。</p>
⑤	<p>・特に小学校での集団フッ化物洗口について WHOやCDC等が奨めるむし歯予防法の最上ランクAIに分類されるものの中に「フッ化物洗口」「フッ化物配合歯みがき剤の使用」「フッ化物配合シーラント」「フッ化物歯面塗布」と「甘味制限」があり、中でも「フッ化物洗口」のむし歯予防効果は50～80%と明記され、他の方法の効果20～30%に比べ高い評価を受けています。「シーラント」と「歯面塗布」は歯科医院でのみ行われる予防処置で、「歯みがき剤の使用」は家庭でできるフッ化物応用です。一番予防効果の高い「フッ化物洗口」も家庭でもできると言えますが、あくまでも『やればできる』レベルのことで、確実に継続して実施するのはやや困難です。個人で薬剤を入手しにくい、 1回の調整量を使い切るのに数週間・数か月かかる、使い忘れ等の可能性もあります。また、学校では毎日決まった時間(給食後等)に行えますが、家庭では保護者の就業状況や子供の塾や習い事などの関係で定まりにくい状況にあります。集団で実施するメリットが明らかで、他の方法に替え難い簡便性があり、またコスト面でも個人購入より安上がりを実施でき、京都市などでは、全ての小学校で実施しています。仙台市でも、少人数の保育園から1クラス30人以上の幼稚園まで安全に実施している実績があります。全小学校での導入を期待しています。</p>	<p>集団フッ化物洗口については、国内外の多くの専門団体・機関により、その安全性及び有用性が一貫して確認されているむし歯予防手段です。 特に、永久歯の萌出時期にあわせて、就学前の4、5歳児から学齢期まで継続して実施することで、高い予防効果を得ることができることから、本市においては、厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」に基づき、保育所・幼稚園等におけるフッ化物洗口の集団実施を推奨しており、市立保育所・幼稚園は100%の実施率、全体でもみて6割を超える157施設がフッ化物洗口に取り組んでおります。今後更に、幼児期後半から学童期まで継続実施できるような環境整備に向けた方策等を検討する必要があると考えています。 後期計画においては、取り組みの方向性として、「健康格差の縮小」や「健康を支え、守るための社会環境の整備」を新たに掲げております。 保育所や幼稚園、学校等において実施するフッ化物洗口は、子どもの家庭背景に左右されることなく、むし歯予防効果が期待でき、健康格差解消の手段となります。 「フッ化物洗口パイロット事業」の実施方法等の評価を関係主体で共有し、今後の効果的な展開について検討する必要性を修正案のとおり計画に追記しました。</p>
⑥	<p>・義務教育(特に小学校)下においての、集団フッ化物洗口の導入を希望します。 仙台市立保育所・幼稚園の全施設が、むし歯予防のためのフッ化物洗口を行っている聞いています。就学前の園児の多くがフッ化物洗口という、むし歯予防のための良い習慣を集団生活の中で獲得しています。しかし、現状では、せっかく身についた良い習慣が義務教育である小学校に入学したとたん奪われてしまい、学校生活の中ではやらないのが当たり前になっていきます。永久歯が萌出し、乳歯からの交替が行われる学童期に、一生使う大切な永久歯をむし歯のリスクから守れない状況にされています。28年度に実施された小学校3年生の保護者アンケートの結果を拝見しましたが、「みんなでやるから継続できた」「子供・親共に意識が高まった」という『やってよかった』意見が多く、集団実施のメリットや子から親への波及効果があったことは明白です。学童期に集団洗口を実施している新潟や秋田の例をとっても、子供たちの永久歯のむし歯予防に市を挙げて取り組んでいただきたいと思えます。</p>	<p>後期計画においては、取り組みの方向性として、「健康格差の縮小」や「健康を支え、守るための社会環境の整備」を新たに掲げております。 保育所や幼稚園、学校等において実施するフッ化物洗口は、子どもの家庭背景に左右されることなく、むし歯予防効果が期待でき、健康格差解消の手段となります。 「フッ化物洗口パイロット事業」の実施方法等の評価を関係主体で共有し、今後の効果的な展開について検討する必要性を修正案のとおり計画に追記しました。</p>
⑦	<p>・子どものむし歯は、家庭環境(経済的・教育的)が大きく影響する。核家族化・夫婦共働き家庭・ひとり親家庭は今後も増加することが考えられ、子どもの健康格差は開いていくことが懸念される。健康づくり施策に取り残される健康弱者が出ることのないように計画に盛り込んでいただきたい。 ・フッ化物洗口事業における問題として、幼児期の歯科保健事業の継続性が学童期で途切れることがあげられる。フッ化物洗口事業もその効果はもちろんのこと、自らの健康を守る手段としての教育効果があるものと捉えることができる。小中学校における歯と口の健康教育・保健指導の充実化・幼児期後半から継続するフッ化物洗口パイロット事業(折立小学校における事業)については事業の趣旨である実施方法に関してある程度の評価ができたので、事業の継続と複数校への拡大を検討する。ハイレスクアプローチとポピュレーションアプローチは保健事業の両輪として機能するため、計画策定の重要な検討事案として捉えたい。</p>	<p>後期計画においては、取り組みの方向性として、「健康格差の縮小」や「健康を支え、守るための社会環境の整備」を新たに掲げております。 保育所や幼稚園、学校等において実施するフッ化物洗口は、子どもの家庭背景に左右されることなく、むし歯予防効果が期待でき、健康格差解消の手段となります。 「フッ化物洗口パイロット事業」の実施方法等の評価を関係主体で共有し、今後の効果的な展開について検討する必要性を修正案のとおり計画に追記しました。</p>

⑧	<p>・ 幼児期から学齢期までは、母子保健法・学校保健安全法にて歯科健診が義務付けられているが、それ以降は、産業保健法による特殊歯科健診が義務付けられているだけである。</p> <p>また、健康増進法による歯周病検診の受診率は低迷しているのが現状である。仙台市では単独事業として、20歳・30歳と対象の枠を拡大し、さらに関係各所の連携強化や自己負担金のワンコイン化などにより、受診率は全国的にも高値を示しているものの、十分とは言えない。未受診者対策を充実させるとともに、保険者による特定健康診査・特定保健指導への歯と口の健康に関する項目を取り込ませ、歯と口の健康に関する保健指導受診機会の拡大を提案する。また、その際の受け皿整備についても取り組まなければならない。</p>	<p>本市では、ライフステージ毎に歯科保健事業を展開しておりますが、高校卒業後から20歳代までの若い世代の取り組みを強化していく必要があると考えております。</p> <p>専門学校や大学などとの連携による健康教育や20歳のデンタルケア事業の未受診者対策など検討してまいります。</p> <p>また、基礎健診・特定健診において、歯や口腔の健康管理の重要性を含めた保健指導を実施するとともに、関係主体への周知、啓発も推進してまいります</p>
⑨	<p>歯科医には、歯が痛い時だけでなく、歯垢の除去等のために、定期的を受診することが大事であり、その点では、高齢者（該当年齢時）に対する無料歯科検診は有効であると思う。</p>	<p>成人期の歯と口の健康を維持するためには、丁寧な歯みがき等のセルフケアとともに、かかりつけ歯科医院での定期的な健診や歯石除去等のプロフェッショナルケアを受けることが必要なため、今後も関係主体と連携し、広く情報発信、啓発を行います。</p> <p>さらに各年代における歯と口の健康づくりを支える環境を整備するため、節目年齢(20.30.40.50.60.70歳)の方を対象とした歯周病検診等の実施と、受診率向上に向けた方策を検討してまいります。</p>
⑩	<p>進行した歯周炎に罹患している市民は、全国値より高値で、市の目標値にも到底及ばない現状である。</p> <p>歯周病は、正しい生活習慣を身に付けることで予防できる疾患であるため、若い時期からの対策が必要である。学齢期は他律的健康管理から自律的健康管理に移行していく極めて重要な時期と捉えなければならない。この時期に獲得された自己健康管理能力は生涯を通じて有効に働き、豊かな老後生活の基盤となるものである。医療費の抑制にも有効に働くことは論を俟たない。このようなことを踏まえて、歯周病予防対策の中間評価を見てみると、その値は決して良いとは言えない。</p> <p>歯みがき習慣の定着(デンタルフロスも含めた)を「生きる力をはぐくむ健康教育の一環」として取り組むための具体的アクションプランの作成が必要で、それに基づき、関係各所が連携して取り組むことが重要である。</p>	<p>計画の中間評価から「3歳児や12歳児のむし歯の地域差や個人差の縮小」や「学齢期の歯科疾患予防に関する認識や行動の低下」「青年期からの歯周病予防対策の必要性」「高齢期における口腔機能の維持・向上」といった課題等が明らかになりました。</p> <p>これらを踏まえ、平成34年の後期計画の目標年までの取り組みや関係主体の役割等を整理するかたちで、「歯と口の健康づくりアクションプラン」を作成することとしております。</p>
⑪	<p>「介護予防口腔機能向上プログラム」の整備・更新は評価に値する。今後これを有効活用した多職種連携を軸とした取り組みは必要である。どこに向けての情報発信が重要なのか、それぞれがいかなる役割を果たす必要があるかは、アクションプランの作成時に考慮する必要がある。</p> <p>高齢期に関しては、「オーラルフレイル」の予防という観点からも食事や口腔ケアの重要性を考えるべきである。低栄養予防についての啓発・指導とともに、摂食・嚥下という口腔機能の維持についても啓発・指導を行っていくべきと考える。また、誤嚥性肺炎の予防の観点からも重要視し、総合事業のプログラムの一部としても歯科として連携していきたい分野である。</p>	
⑫	<p>食べ方の育成についても今後取り組むべき課題と考える。指しゃぶり、舌習癖、、口腔閉鎖不全による歯列不正は取り組みが遅くなればなるほど修正に時間がかかるといわれている。</p> <p>糖尿病や高血圧などの医科的疾患では75歳を超えても医療機関受診率は上昇し続ける。歯科疾患については75歳を超えると受診率が減少していく傾向がみられる。歯周病や咬合機能の低下が全身疾患に大きく影響を及ぼしている。必要にもかかわらず、歯科的サービスを受診できてない状況が隠れていると思われる。生涯に渡って必要な歯科的アプローチが享受できる環境整備と啓発が必要である。</p>	<p>いただいた意見は、具体的な取り組みを行っていくうえでの参考とさせていただきます。</p>

2-5 防煙・禁煙のまちづくり に関するもの(15件)

No.	意見内容	仙台市の考え方・対応(案)
①	飲食業界ではエリア分煙、時間帯分煙、階を分けての分煙、全面禁煙等様々な分煙手法を取り入れ、それらの喫煙環境を店頭でお客様へ知らせることも取り組んでいます。 店舗の実態に合わせた分煙手法を認めていただくとともに、店頭での喫煙環境表示について、認めていただけるよう検討願います。	
②	受動喫煙防止は業界としても取り組むべき課題であると認識し、店頭で禁煙、時間帯禁煙、分室、喫煙可等、喫煙環境を知らせる取り組みを進めています。 店舗の喫煙環境を知らせることは、受動喫煙を防止するにあたって、最も簡単で実効性のある対策の一つと考えます。 近年は喫煙可能な場合も、非喫煙者がいる場合は、遠慮するまたは店舗外吸うといったマナーも向上していると感じています。 業界で進めている店頭表示を仙台市としても推奨願います。	受動喫煙対策の取り組みについては、各企業・団体の皆様の理解が広がってきています。 受動喫煙対策状況の店頭表示は、利用者の方にとって有効な取り組みですので、貴団体でも是非継続して推進いただきたいと存じます。
③	私どもお客様をもてなす業界団体としても、「望まない受動喫煙防止」のため店内の喫煙環境を店頭等へ掲示する取り組みを進めています。 この取り組みはどのような店舗でも実施することができ、最も有効で実効性があると確信しています。 今回の中間案に「受動喫煙防止宣言施設」登録制度の周知に関する記載がありますが、当制度は建物内終日禁煙が必須であり、様々な業態・小規模事業者が多い傘下の組合店舗においては、経営への大きな影響が懸念され、受け入れられる店舗は少ないと認識します。 是非「喫煙環境店頭表示」を、行政のお力をお借りし前進させてまいりたいと考えますので、仙台市としての推奨を検討願います。	なお、世界保健機関(WHO)の受動喫煙防止対策の評価基準においては、「空間分煙は受動喫煙対策として不完全である」とされているため、本市でもこれに準じて、建物内禁煙及び敷地内禁煙を推奨しております。 また、平成29年1月にWHOとアメリカの国立がん研究所が出した「たばこたばこ対策の経済学に関する報告書」において、「公衆の集まる場での喫煙を禁止する法律は、レストランやバー等へマイナスの影響を与えない」事が示されています。 引き続き受動喫煙防止対策についてご理解・ご協力をお願いします。
④	飲食店の喫煙規制は、近い将来対象が全店に及ぶと推測されるが、これは小規模店の経営を圧迫し、客のストレス増大につながっていく。よって飲食店の喫煙規制には断固反対する。 また「たばこを吸わない人を増やす」とあるが、今回政府は消費税の用途先変更により不足する財源補填として「たばこ税増税」を挙げた。何故種々の規制により形見の狭い喫煙者が犠牲となるのか。喫煙規制を行う厚労省、財源が不足した際はたばこ税を増税する財務省、この矛盾した政策は全くおかしい。	
⑤	未成年の喫煙や妊産婦の喫煙などは、危険性をしっかり周知する事で、成人後の喫煙率も低下するのではないのでしょうか。 危険性を知った上で成人してから喫煙するのは本人の自由。 本人の意思で喫煙する以上は、喫煙マナーを守って喫煙するべきであり、その為にも喫煙場所の確保などが必要だと思う。 喫煙場所の減少により、歩きタバコや喫煙場所以外での喫煙、ポイ捨てが見られるようになっていく。	ご意見の通り、後期計画では早期からの防煙教育及びたばこの健康影響の周知に力を入れ、喫煙率の低下に繋げてまいりたいと思います。 喫煙マナー及び受動喫煙対策については、引き続き周知・啓発を行って参ります。
⑥	三次喫煙についての記載は喫煙を悪とする屁理屈。メカニズムが科学的に解明されているのか。また、「三次喫煙」の表現は今後も四次、五次と拡大されそうで危惧を感じる。 そして喫煙者が減少することでたばこ税が減収し、行政の財政に影響ありと思うがどうか。 加熱式たばこについて、加熱式たばこは「仙台市歩行喫煙防止条例」の対象外である旨を広報を通じて広く市民に周知してほしい。	アメリカのがん研究では、車や室内に残留するたばこのニコチンが大気中の物質と反応し、発がん性物質を発生させることがわかっています。 また、医療経済研究機構によると、たばこ(喫煙)が経済に与えるプラスの影響よりも、医療費や労働力損失等のマイナスの影響の方が大きいと推計されています。
⑦	喫煙や受動喫煙の健康影響について記載されているが、例えば、肺がんは喫煙だけではなく、複雑な要因が絡み合っているため、喫煙・受動喫煙だけが原因とするのはおかしい。新型たばこについても、煙の出ないものであるため「受動喫煙防止」という表現は当たらないと思うし、三次喫煙については、付着した煙がどのような状況で飛散し、どのような成分が出てくるのか明確になっていない段階では示すべきではないと思う。	喫煙は肺がん等疾病の罹患リスクを高めることが証明されているため、健康影響という形で記載しております。 新型たばこ(電子・加熱式たばこ等)については、現在厚生労働省において、受動喫煙も含めた健康影響について評価・検証を行っている段階であるため、使用する際は通常のたばこと同様に配慮をお願いしております。 また、電子たばこから発生する蒸気(エアロゾル)には発がん性物質が含まれていることが確認されております。 三次喫煙に関しても、煙が付着した髪の毛・衣服等から発がん性物質の発生が確認されており、そういった危険性があることを広く知っていただくことを目的に記載しております。
⑧	受動喫煙を規制するならば、排気ガスを吸わされる事が数千倍以上も体に悪いのに、規制しないのはおかしい。 たばこは趣向品であり、吸う吸わないは個人の判断によるもので「たばこを吸わない人を増やす」という重点項目を行政が掲げるのは行き過ぎである。	たばこは喫煙者本人の健康に影響を与え、ニコチン依存症へも関与しており、また受動喫煙により周囲の方の健康にも影響を与えるため、市民の健康増進の観点から「たばこを吸わない人を増やす」を重点項目としております。

⑨	<p>私は喫煙者ですが、加熱式たばこもTPOに応じて使い分けます。加熱式たばこは、メーカーにより異なりますが、煙は出ないと有害物質はほとんど除去されていると宣伝されているようです。この加熱式たばこが周囲へ与える影響について科学的な検証は行っているのでしょうか。</p> <p>場所によって普通のたばこは吸えないが加熱式たばこは吸える、あるいは普通のたばこと同様に吸えない、など自治体や企業によって対処のしかたが異なっているようです。これはおそらく加熱式たばこが周囲に与える影響に関する検証がきちんと行われていないか、周囲に与える影響はほとんどないのに「たばこ」という名前がついているがために普通のたばこと同様に扱っているだけなのではないでしょうか。</p> <p>加熱式たばこを規制の対象に含めるのであれば、科学的にきちんと根拠を示してからにすべきだと考えます。</p>	<p>新型たばこ(電子・加熱式たばこ等)については、現在厚生労働省において、受動喫煙も含めた健康影響について評価・検証を行っている段階であるため、使用する際は通常のたばこと同様に配慮をお願いしております。</p> <p>また、電子たばこから発生する蒸気(エアロゾル)には発がん性物質が含まれていることが確認されております。条例等の規制に関しては、当該条例が受動喫煙ではなく「火のついたたばこの危険性」を主眼として制定されている場合、加熱式たばこは対象外とされている場合があります。</p>
⑩	<p>喫煙は自己判断で、行政がとやかくいうべきではない。電子タバコはたばこではない。加熱式たばこと一緒に表現することはありえない。</p> <p>加熱式たばこは蒸気たばこであり受動喫煙はありえない。他人のたばこの煙を吸い込むことを受動喫煙と表現することはいかがなものか。喫煙ではないのだから。</p>	<p>新型たばこ(電子・加熱式たばこ等)については、現在厚生労働省において、受動喫煙も含めた健康影響について評価・検証を行っている段階であるため、使用する際は通常のたばこと同様に配慮をお願いしております。</p>
⑪	<p>加熱式たばこはたばこのリスクが90パーセントカットされているのに何故対象なのか。</p>	<p>さらに、電子たばこから発生する蒸気(エアロゾル)には発がん性物質が含まれていることが確認されております。</p>
⑫	<p>新型たばこを使用する人は受動喫煙に配慮するように！とあるが、新型たばこは健康影響も少ないと聞いている。また煙ではなく蒸気なので受動喫煙はおかしい。</p>	<p>また、「たばこのリスクを90%カット」という商品についての研究(国立保健医療科学院)によると、ニコチンは標準タバコと同程度検出されているため依存症の危険性は変わりなく、さらにTSNAs(タバコ特異ニトロソアミン)や一酸化炭素の濃度は低減されているものの、これら有害成分が完全に除去されている訳ではありません。</p>
⑬	<p>加熱式たばこを混ぜ混ぜで議論するのはたばこ排除にしか見えない。加熱式タバコを規制の対象から外して議論すべき。</p>	
⑭	<p>加熱式たばこは燃やさない、煙が出ない。受動喫煙には関係ないのでは。体に悪い成分も大幅カットと聞いています。規制対象から外すべき。いろいろな人が住んでいる仙台市、喫煙者にも住みやすくして。</p>	
⑮	<p>喫煙、受動喫煙のタバコに新型タバコも含めるようお願いします。健康増進法の改正を見越し、公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施が望まれるので、庁舎内、出先や関係機関等の「敷地内or屋内全面禁煙」の周知徹底・要請をよろしくお願いします。</p> <p>タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立し広げていくことや、保護者への禁煙促進の働きかけ、啓発・講習等をお願いします。</p> <p>上記については、東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の条例制定が望まれます。</p> <p>「分煙」では煙は必ず漏れるため、公共施設や飲食店・職場や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をお願いします。</p> <p>特定健診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙支援に重点を置いたやり方が求められています。</p> <p>禁煙治療の保険適用について対象が拡大したこともあり、この施策の重要性を進めていただきたいです。</p> <p>禁煙治療の保険適用施設が増えるよう、施策での取り組み要請をよろしくお願いします。また敷地内禁煙となっていない病院がある場合は、改善要請・支援をよろしくお願いします。</p> <p>歯周病、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係があることから、これらを強調した啓発と対策が必要です。</p> <p>喫煙・受動喫煙の危害対策は、男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、健康寿命の延伸に大きく寄与すると考えます。</p>	<p>子ども・妊産婦を含む若年層への対策については、喫煙・受動喫煙による健康影響が特に大きいことから、後期計画でも取り組み目標・重点指標に掲げており、健康影響の周知及び禁煙支援、受動喫煙対策について、優先的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>そのほかいただいた意見についても、具体的な取り組みを行っていくうえでの参考とさせていただきます。</p>

2-6 日頃から一人ひとりが取り組む感染症予防 に関するもの(2件)

No.	意見内容	仙台市の考え方・対応(案)
①	<p>毎年、インフルエンザの予防接種をしているが、65才以上の高齢者に対する市からの補助は、負担軽減となり助かっており、感染予防のためには市政だより等による周知が必要と思われる。</p>	<p>インフルエンザ定期予防接種の費用助成については、市政だよりや個別のお知らせ等により、今後も引き続き周知を図ってまいります。</p>
②	<p>インフルエンザの対策について、特に蔓延をする冬場の湿度対策についても重要視してほしい</p>	<p>インフルエンザ対策として、乾燥しやすい室内などで適切な湿度を保つことは効果的であり、重要と考えておりますので、周知・啓発等を行っていく上での参考とさせていただきます。</p>

3 その他(1件)

No.	意見内容	仙台市の考え方・対応(案)
①	<p>健康計画は、個人個人が考えればよいことであり、行政がやる仕事とは思えない。税金はもっと有効に使ってほしい。</p>	<p>国の「健康日本21(第二次)」では、個人の生活習慣及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を実現することとしています。第2期いきいき市民健康プラン後期計画におきましても、日常生活の中で、健康の維持向上につながる行動ができるような社会環境の改善や整備をより推進してまいります。</p>